

第3期栗東市障がい者基本計画
第6期栗東市障がい福祉計画
＜第2期栗東市障がい児福祉計画＞

概要版



令和3年3月
栗東市

計画策定の概要

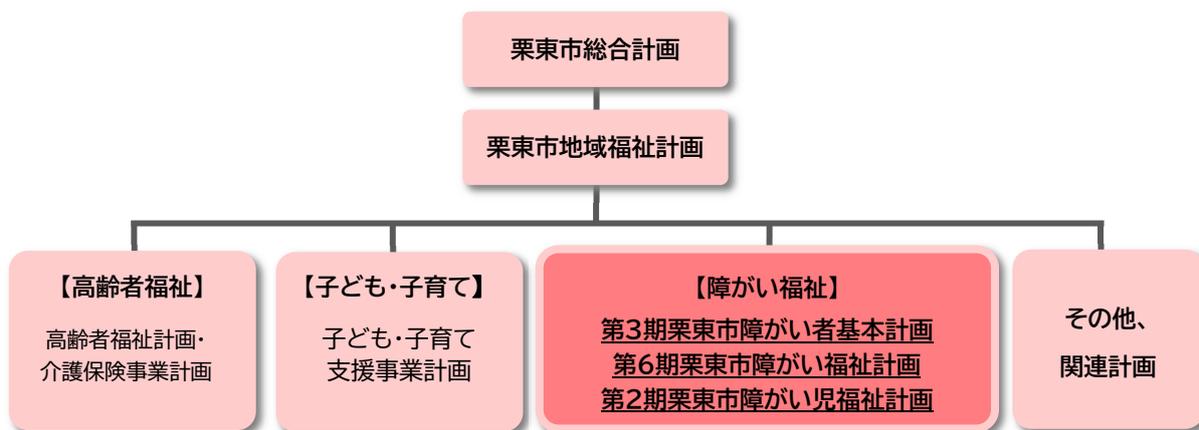
計画策定の趣旨

本市は「第六次栗東市総合計画」（令和2年度～令和11年度）において、市の将来像を「いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市 栗東」と定め、まちづくりの各分野に取り組んでいます。

障がい福祉の分野では、令和2年10月より「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行し、障がい者の情報伝達に関わる環境を向上させるための取組を推進しており、それらも含めた、障がいのある人の自立と社会参加を促進する地域共生社会を実現するまちづくりをめざすために、「第3期栗東市障がい者基本計画 第6期栗東市障がい福祉計画 第2期栗東市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

計画策定の位置づけ

この計画は本市のまちづくりの基本方針である「栗東市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「栗東市地域福祉計画」を踏まえた計画として、整合性を図り、関連づけながら推進していきます。また、各法律に基づき、「第3期栗東市障がい者基本計画」「第6期栗東市障がい福祉計画」「第2期栗東市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



計画の期間

本計画は以下のような計画期間で作成します。なお、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者基本計画	第2期計画	第3期計画						
障がい福祉計画	第5期計画	第6期計画				第7期計画（予定）		
障がい児福祉計画	第1期計画	第2期計画				第3期計画（予定）		

計画の基本的な考え方

基本理念及び基本方針と施策の方向

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

本市においても、障がいの有無に関わらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような地域社会における共生の実現をめざすため、以下の基本理念を掲げます。

その基本理念に基づいて、3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、だれもがともに支えあいながら生きていくことができる、地域共生社会の実現をめざしながら、施策の推進を図ります。

基本理念

一人ひとりの個性が尊重され
みんながともに支えあう 共生社会の実現

基本方針

障がいのある人の
自立を実現する

障がいのある人が
生きがいを実感できる

ライフサイクルや
状態の変化に合わせ、
一貫して切れ目なく
支援する

施策の方向

1

理解と交流の促進

2

保健・医療の充実

3

生活支援の充実

4

学習機会の充実と社会参加の促進

5

就労の促進

6

生活環境の整備

7

防災・災害時支援の充実

施策の展開

1. 理解と交流の促進

障がいの有無に関わらず、一人ひとりがお互いに尊重し、地域でともに暮らす共生社会をつくるためには、地域で障がいに対する理解を深めることが大切です。市では、障がい理解のための啓発や人権学習の推進等に取り組みます。また、障がいのある人が地域の事業に参加しやすい環境づくりを推進します。



今後の
取組

(1) 障がい理解のための啓発と人権学習の推進

地区別懇談会等での人権学習や「障がい者週間」での啓発、企業においても、障がいに対する理解の促進や偏見をなくすため、研修会の実施についての啓発、推進をします。

(2) 交流機会の確保

地域の障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組をします。

(3) 福祉教育の推進

学校での障がいに関する体験教育やふれあい学習等に取り組みます。

(4) 地域福祉活動の支援・連携

社協等と連携しながら、ボランティア活動や住民活動を支援します。

2. 保健・医療の充実

疾病の予防や発達の課題に対しての適切な療育につなぐため、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

また、障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や社会復帰を支援するために、行政、保健、医療機関の連携強化等、医療体制及びリハビリテーションの整備に取り組みます。



今後の
取組

(1) 障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実

各種健康診査や保健指導、発達相談等を通して、障がい等の早期発見と、その後の支援の充実に努めます。

(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域包括ケアシステムを構築することや、障がいに関する治療に対する医療費の給付や助成を行います。



3. 生活支援の充実

障がいのある人が、自らの決定に基づき自立した生活を営むには、様々な支援が必要です。市では、より一層の在宅福祉サービスの充実と総合相談機能の充実を図ります。また、介助者の高齢化による「親亡き後」問題や緊急時の対応等きめ細かく身近な地域で支援が提供できる体制づくりに取り組みます。

障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げること、障がい特性に応じた情報の提供や多様なコミュニケーション手段の理解促進に取り組みます。



今後の
取組

- (1) 経済的自立の支援の充実
障がいのある人に対するの共済制度や各種減免制度、手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。
- (2) 在宅福祉サービスの充実
訪問入浴や外出支援等の在宅サービスの充実を図るとともに、各サービスのニーズを利用者や団体を通して把握します。
- (3) 地域生活支援拠点の整備と施設整備の推進
障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点の設置及び機能の充実を図るとともに、重症心身障がい者通所施設等の整備についても湖南圏域で検討します。
- (4) 手話の啓発・普及、コミュニケーション支援の充実
手話講座や研修等を通じて、手話の啓発を行います。筆談ボードの設置等コミュニケーション手段の利用を促進することにより、障がい者の情報の取得やコミュニケーションについて支援します。
- (5) 情報提供の充実
障がいのある人に配慮した情報伝達に取り組みます。
- (6) 総合相談機能の充実
障がいのある人に対して、それぞれのライフステージや置かれている状況、ニーズ等に応じた相談支援を行います。

4. 学習機会の充実と社会参加の促進

乳児期から幼児期にかけて、子どもが必要な時期に専門的な発達相談・支援が受けられるよう、医療、保健、福祉等の関係機関の連携のもとに体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じた十分な教育を受けることができるよう、特別支援教育の充実に取り組みます。

さらに、障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動等に参加することは、生きがいのある人生を送ることにもつながります。社会参加の促進として、多様な活動内容・参加機会の充実や、参加しやすい環境の整備、移動支援の充実に取り組みます。

今後の
取組

- (1) 就学前対応と就学指導の充実
支援が必要な子どもが早期療育へつながることができる体制の充実を図ります。また、関係機関が連携して支援の提供に努めるなど、発達段階に応じた一貫性のある療育体制づくりに取り組みます。
- (2) 特別支援教育の充実
児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の充実を図りつつ、放課後等デイサービスのような、居場所づくりにも努めます。
- (3) 社会参加の促進
障がいのある人がスポーツや文化活動、生涯学習講座等を通じて心身の健康を保つことができる環境を作ります。
- (4) 移動支援の充実
タクシーやガソリンの費用への助成や、コミュニティバスの運行等、障がいのある人の移動手段の確保に努めます。



5. 就労の促進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要になります。働く意欲のある障がいのある人が、適性に応じて能力を発揮することができるよう関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用の促進や就労支援事業所の整備等、一般就労や福祉的就労の促進を図り、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。



今後の
取組

(1) 一般就労の促進

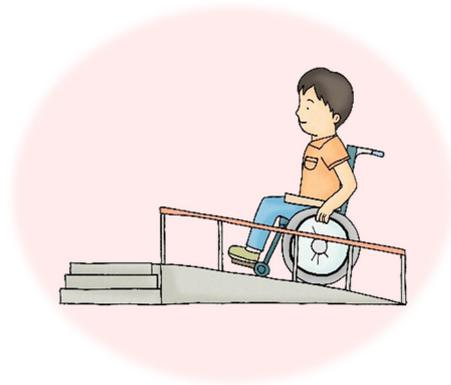
働き・暮らし応援センター等の就労関係機関と連携して就労支援に取り組みます。また、企業に対して障がい者雇用の促進、合理的配慮の提供についての啓発を行います。

(2) 福祉的就労の促進

就労支援事業所の整備や工賃向上等を推進します。

6. 生活環境の整備

障がいのある人が安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、公共交通機関等のバリアフリー化の推進をするとともに、安全で住みやすい住宅の供給・整備に取り組みます。また、障がいのある人が地域で生活するための居住の場の確保、改善等、居住支援に取り組みます。



今後の
取組

(1) バリアフリー化の促進

障がいのある人が、日常生活を送る際に、不便を感じないように、施設や道路のバリアフリー化を促進します。

(2) 防犯対策の充実

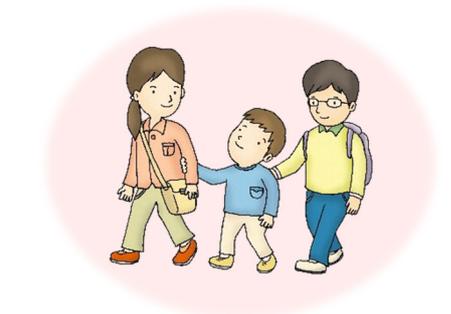
講座等を通じて、交通安全や防犯の意識向上を図ります。

(3) 居住支援の充実

グループホームの設置や、住宅改築費用の一部助成等に取り組み、障がいのある人の居住環境の向上を図ります。

7. 防災・災害時支援の充実

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するためには、防災体制の充実が重要です。地域防災力（消防団、自主防災組織）の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。



今後の
取組

(1) 防災対策の充実

避難行動要支援者名簿の作成や、福祉ネットサービスのシステム構築により、障がいのある人も含めた防災対策の充実を図ります。

障がい福祉サービス等の見込量

1. 障がい福祉サービスの見込量

※（ ）内は月平均利用者数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	年間延べ利用時間数	29,280 時間	31,476 時間	33,794 時間
		各年度末日における支給決定者数	258 人 (158 人)	277 人 (170 人)	298 人 (183 人)
日中活動系サービス	生活介護	年間延べ利用日数	22,268 人日	23,121 人日	23,992 人日
		年間延べ利用者数	1,175 人	1,220 人	1,266 人
	自立訓練（機能訓練）	年間延べ利用日数	821 人日	1,107 人日	1,489 人日
		年間延べ利用者数	43 人	58 人	78 人
	自立訓練（生活訓練）	年間延べ利用日数	2,121 人日	2,437 人日	2,805 人日
		年間延べ利用者数	121 人	139 人	160 人
	就労移行支援	年間延べ利用日数	3,651 人日	3,954 人日	4,281 人日
		年間延べ利用者数	233 人	252 人	273 人
	就労継続支援（A型）	年間延べ利用日数	6,496 人日	7,282 人日	8,163 人日
		年間延べ利用者数	339 人	380 人	426 人
	就労継続支援（B型）	年間延べ利用日数	38,309 人日	40,629 人日	43,087 人日
		年間延べ利用者数	2,229 人	2,364 人	2,507 人
	就労定着支援	月平均利用者数	7 人	8 人	9 人
療養介護	月平均延べ利用日数	16 人日	16 人日	16 人日	
短期入所	年間延べ利用日数	1,827 人日	1,863 人日	1,863 人日	
	支給決定者数	128 人 (14 人)	131 人 (15 人)	131 人 (15 人)	
施設系サービス	共同生活援助	年間延べ利用者数	449 人 (38 人)	507 人 (43 人)	531 人 (45 人)
	施設入所支援	年間延べ利用者数	419 人 (35 人)	430 人 (36 人)	441 人 (37 人)
	自立生活援助	月平均利用者数	2 人	2 人	2 人
相談支援	計画相談支援	年間実利用者数	335 人	339 人	343 人
	地域移行支援	月平均利用者数	2 人	2 人	2 人
	地域定着支援	月平均利用者数	2 人	2 人	2 人

2. 地域生活支援事業の見込量

	見込量の考え方
理解促進研修・啓発事業	だれもが安心して暮らせる地域社会をめざし、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	一般相談支援委託事業所	既存の1か所において継続して運営			
	障害者虐待防止センター	既存の1か所において継続して運営			
	地域自立支援協議会	既存の1か所において継続して運営			
	成年後見制度利用支援事業	既存の1か所において継続して運営			
	基幹相談支援センター	既存の1か所において継続して運営			
成年後見制度利用支援事業	年間利用件数	56 件	62 件	68 件	
成年後見制度法人後見支援事業	年間利用件数	1 件	1 件	1 件	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者	年間手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
	派遣事業	年間要約筆記者派遣件数	356 件	366 件	376 件
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	年間延べ給付件数	4 件	4 件	4 件
	自立生活支援用具	年間延べ給付件数	6 件	6 件	6 件
	在宅療養等支援用具	年間延べ給付件数	30 件	32 件	34 件
	情報・意思疎通支援用具	年間延べ給付件数	20 件	27 件	37 件
	排泄管理支援用具	年間延べ給付件数	1,586 件	1,643 件	1,702 件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	年間延べ給付件数	2 件	2 件	2 件
	重度障がい者バリアフリー支援機器	年間延べ給付件数	2 件	2 件	2 件
手話奉仕員養成・研修事業	年間受講者数	20 人	20 人	20 人	
移動支援事業	委託事業所数	35 か所	35 か所	35 か所	
	年間延べ利用時間数	6,659 時間	6,659 時間	6,659 時間	
	年間延べ利用者数	2,700 人	2,700 人	2,700 人	

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業	委託事業者数	2か所	2か所	2か所
		年間延べ利用者数	1,073人	1,108人	1,143人
その他のサービス	日中一時支援	支給決定者数	162人	164人	166人
	訪問入浴サービス事業	支給決定者数	6人	6人	6人
	スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	年間実利用者数	710人	710人	710人
	点字・声の広報等発行事業	年間実利用者数	12人	12人	12人
	生活行動訓練事業	年間実利用者数	25人	25人	25人
	芸術・文化開催事業	年間実利用者数	8人	8人	8人

3. 障がい児支援サービスの見込量

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい児支援サービス	児童発達支援	年間延べ利用日数	4,137人日	4,429人日	4,770人日
		月平均利用者数	85人	91人	98人
	医療型児童発達支援	年間延べ利用日数	49人日	49人日	49人日
		月平均利用者数	1人	1人	1人
	居宅訪問型児童発達支援	年間延べ利用日数	102人日	102人日	102人日
		月平均利用者数	2人	2人	2人
	放課後等デイサービス	年間延べ利用日数	25,832人日	31,782人日	39,039人日
		月平均利用者数	178人	219人	269人
	保育所等訪問支援	年間延べ利用日数	48人日	60人日	84人日
		月平均利用者数	4人	5人	7人
障がい児相談支援	年間実利用者数	231人	269人	313人	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		0人	1人	1人	

4. その他活動指標

※数値は年間単位

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
発達障がい者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	10人	10人	10人	
	ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	
	ピアサポートの活動への参加人数	ニーズに合わせて検討していく			
域精神障がいにも対応した地	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	協議の場の開催回数	5回	5回	5回
		関係者ごとの参加者数	22人	22人	22人
		協議の場における目標設定及び実施回数	1回	1回	1回
	精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供	地域移行支援（うち 精神）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）
		地域定着支援（うち 精神）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）
相談支援体制の充実・強化のための取組	共同生活援助（うち 精神）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）	
	自立生活援助（うち 精神）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）	
	訪問等による専門的な指導・助言件数	144件	144件	144件	
		相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
相談機関との連携強化の取組の実施回数		6回	6回	6回	
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	5人	5人	
	障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回	
	指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回	1回	

本市では、手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざすため、「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を令和2年3月25日に制定し、同年10月1日に施行しました。

栗東市手話言語条例

手話が言語であることへの認識や、ろう者への理解を広げ、手話を使用しやすい環境を構築することで、すべての市民が共生していく社会の実現をめざします。

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例

手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆等の障がい者の多様なコミュニケーション手段を理解し、障がい者にとって容易に情報取得やコミュニケーションを行うことができる社会の実現をめざします。

第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画（第2期栗東市障がい児福祉計画）

策定／令和3年3月 発行／栗東市 健康福祉部 障がい福祉課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL：077-551-0113 FAX：077-553-3678

E-MAIL：shogai@city.ritto.lg.jp